

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 6 月30日

【会社名】 株式会社 極洋

【英訳名】 KYOKUYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多 田 久 樹

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 企画部長 木 山 修 一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 企画部長 木 山 修 一

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額525,158,490円

ロ 効力発生日

平成26年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める。

ロ 社外取締役または社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役または社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設する。なお、社外取締役の責任限定契約の規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ている。

第3号議案 取締役11名選任の件

多田久樹、今井賢司、村上吉男、上居隆、雲津雅行、保坂正美、松行健一、井上誠、矢澤久和、天利均及び酒井健を取締役に選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

中山昌生、芥川淳及び村谷育雄を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

長谷川俊明を補欠監査役に選任する。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案し、当期末時点の取締役11名に対し、総額3,000万円の役員賞与を支給する。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件

「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」を、平成29年開催の定時株主総会終結の時まで継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
					賛成比率 (%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件						
	72,235	255		(注) 1	97.75	可決
第2号議案 定款一部変更の件						
	72,268	222		(注) 2	97.79	可決
第3号議案 取締役11名選任の件						
多田 久樹	66,608	5,879		(注) 3	90.13	可決
今井 賢司	70,647	1,840			95.60	可決
村上 吉男	72,217	270			97.72	可決
上居 隆	72,237	250			97.75	可決
雲津 雅行	72,238	249			97.75	可決
保坂 正美	72,225	262			97.73	可決
松行 健一	72,238	249			97.75	可決
井上 誠	72,237	250			97.75	可決
矢澤 久和	72,195	292			97.69	可決
天利 均	72,056	431			97.51	可決
酒井 健	72,159	328			97.64	可決
第4号議案 監査役3名選任の件						
中山 昌生	66,205	6,283		(注) 3	89.59	可決
芥川 淳	65,965	6,523			89.26	可決
村谷 育雄	70,235	2,253			95.04	可決
第5号議案 補欠監査役1名選任の件						
長谷川 俊明	59,691	12,799		(注) 3	80.77	可決
第6号議案 役員賞与支給の件						
	71,854	637		(注) 1	97.23	可決
第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件						
	60,476	12,013		(注) 1	81.83	可決

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。